第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

<table>
<tr><th>変更後</th><th>変更前</th></tr>
<tr><td>◎子どもの表記
令和４年９月に国から「こども」の表記についての判断基準が示され、特別な場合（法令に根拠があるもの、事業名等）を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。
また、本計画の基本理念の「子ども」は第１期から継承しているため引き続き「子ども」表記とします。</td><td>こども、子どもが混在</td></tr>
<tr><td>Ｐ1　第１章から「子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項」を削除

第３期佐伯市子ども・子育て支援事業計画　構成（案）

第１章　子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって
1　計画の策定趣旨
2　計画の位置づけ
3　計画の期間
4　計画の対象
5　こども・子育てに関する主な法律・制度
6　事業計画策定の経緯
7　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）について
8　計画の法的根拠</td><td>Ｐ1

第３期佐伯市子ども・子育て支援事業計画　構成（案）

第１章　子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって
1　計画の策定趣旨
2　計画の位置づけ
3　計画の期間
4　計画の対象
5　子ども・子育てに関する主な法律・制度
6　子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項
7　事業計画策定の経緯
8　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）について
9　計画の法的根拠</td></tr>
</table>

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後	変更前
P５　文章の修正 第1章　子ども･子育て支援事業計画の策定にあたって １　計画の策定趣旨 我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。 そのため、国においては、平成24年8月、子ども･子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども･子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども･子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども･子育て支援事業計画」を策定することとしました。令和元年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育･保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全･安心に過ごし、多様な体験･活動を行うことができるよう「新･放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども･子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。	P3 第1章　子ども･子育て支援事業計画の策定にあたって １　計画の策定趣旨 我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。 そのため、国においては、平成24年8月、子ども･子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども･子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども･子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども･子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育･保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全･安心に過ごし、多様な体験･活動を行うことができるよう「新･放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども･子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P6　大分県の計画名の変更、市の関連計画に佐伯市自殺対策計画を追加

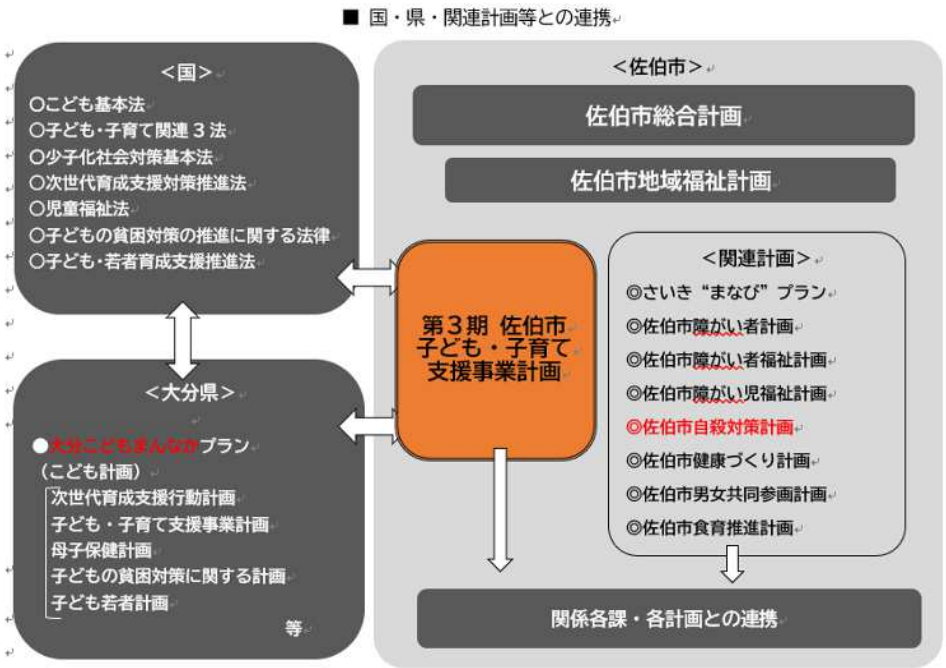

P7　表の変更

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画					第3期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画				
				計画策定	必要により適宜見直し				

変更前

P4

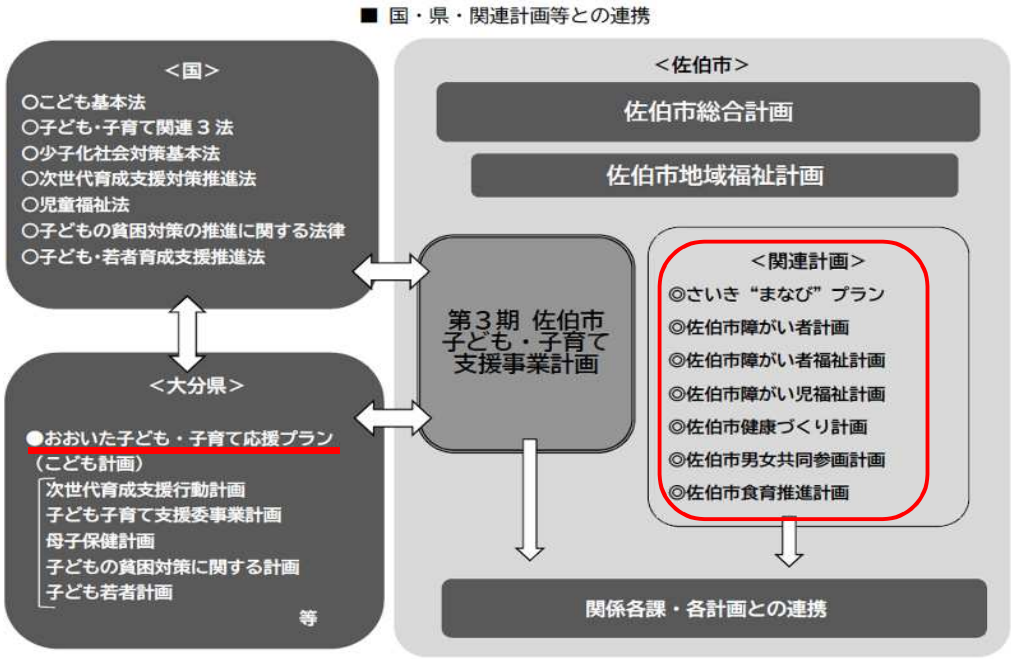

P5

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画									
				計画策定	第3期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画 必要により適宜見直し				

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P8　文章の修正

5　子ども･子育てに関する主な法律･制度

■ 子ども・子育て関連３法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24 年度	子ども・子育て関連３法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
25 年度	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。（⇒平成 26 年８月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）

削除

P11　こどもの表記の追加

■「こども」表記について

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和 4 年 9 月 15 日付け事務連絡「「こども」表記の推奨について（依頼）」にて、こども表記の判断基準が示されました。その中で、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

本市においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。また、特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いを行います。

特別な場合の例

① 法令に根拠がある語を用いる場合　例：公職選挙法における「子供」、子ども･子育て支援法における「子ども」

② 固有名詞を用いる場合　例：既存の予算事業名や組織名

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

変更前

P6

5　子ども･子育てに関する主な法律･制度

■ 子ども・子育て関連３法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24 年度	子ども・子育て関連３法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25 年度	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。（⇒平成 26 年 8 月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）

P8～10　　6　子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項

前回掲載なし

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後	変更前
P13　文章の修正 (1)総人口とこども人口の推移 本市の総人口は 2014(平成 26)年から 2024(令和 6)年にかけて減少し続け、2024(令和 6)年には 65,091 人となっています。年齢階級別人口をみると、老年人口(65 歳以上)は 2022(令和 4)以降、生産年齢人口(15～64 歳)、年少人口(0～14 歳)は年々減少しており、本市は少子高齢化傾向となっています。	P15 (1)総人口と子ども人口の推移 本市の総人口は 2014(平成 26)年から 2024(令和 6)年にかけて減少し続け、2024(令和 6)年には 65,091 人となっています。年齢階級別人口をみると、2014(平成 26)年から 2022(令和 4)にかけて老年人口(65 歳以上)は増加し、生産年齢人口(15～64 歳)、年少人口(0～14 歳)は年々減少しており、本市は少子高齢化傾向となっています。
P16　文章の修正 (6)女性の労働力率 2020年国勢調査における、女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機に仕事を辞めることなく仕事を継続する傾向にあります。女性の年齢階級別労働力率は各年代とも大分県とほぼ同程度で推移しています。	P18 (6)女性の労働力率 2020 年国勢調査における、女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再就職または復職することで、いわゆる「M字カーブ」となっています。労働力率は大分県とほぼ同程度で推移しています。
P19　文章の修正 (1)実態調査の概要 令和6年度末までを計画期間とする、現在の「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」を改定し、令和7度から5年間を計画期間とする新たな計画の策定にあたり、実態調査を実施しました。同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを推計するため、また、本市の子育て支援施策の充実を図るため、市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握し、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用します。	P21 (1)実態調査の概要 令和6年度末までを計画期間とする、現在の「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」を改定し、令和7度から5年間を計画期間とする新たな計画の策定にあたり、同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを推計するため、また、本市の子育て支援施策の充実を図るため、市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握し、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用します。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P33　文章の修正

2　地域子ども･子育て支援事業の量の見込みと実績

（1）利用者支援事【健康増進課】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数　見込量	1	1	1	1	1
実施か所数　確保方策	1	1	1	1	1
実施か所数　実績	1	1	1	1	1
利用人数　実績（延べ人数）	910	952	946	1,135	－

（2）地域子育て支援拠点事業【こども福祉課】

乳幼児及び保護者が相互交流を行う場を開所し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：か所、人回/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数　見込量	25,812	24,600	23,316	22,188	21,204
実施か所数　確保方策	7	7	7	7	7
人数　確保方策	25,812	25,812	23,316	22,188	21,024
実施か所数　実績	8	7	7	7	7
利用人数　実績	15,948	26,015	24,813	26,598	－

（3）妊婦健康診査事業【健康増進課】

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数 見込量	4,524	4,304	4,082	3,900	3,757
受診者数 確保方策	4,524	4,304	4,082	3,900	3,757
受診者数 実績	3,913 (479)	3,723 (463)	3,376 (414)	2,839 (378)	－

（4）乳児家庭全戸訪問事業【健康増進課】

生後４ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握などを行う事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	348	331	314	300	289
確保方策	348	331	314	300	289
実績	345	304	298	227	－

変更前

P35

2　地域子ども･子育て支援事業の量の見込みと実績

（1）利用者支援事【健康増進課】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

単位：か所、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数　見込量	1	1	1	1	1
実施か所数　確保方策	1	1	1	1	1
実施か所数　実績	1	1	1	1	1
利用人数　実績（延べ人数）	910	952	946	1,135	－

（2）地域子育て支援拠点事業【こども福祉課】

乳幼児及び保護者が相互交流を行う場を開所し、相談や情報提供、助言を行う事業

単位：か所、人回/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数　見込量	25,812	24,600	23,316	22,188	21,204
実施か所数　確保方策	7	7	7	7	7
人数　確保方策	25,812	25,812	23,316	22,188	21,024
実施か所数　実績	8	7	7	7	7
利用人数　実績	15,948	26,015	24,813	26,598	－

（3）妊婦健康診査事業【健康増進課】

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに必要に応じて医学的検査を実施する事業

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数 見込量	4,524	4,304	4,082	3,900	3,757
受診者数 確保方策	4,524	4,304	4,082	3,900	3,757
受診者数 実績	3,913 (479)	3,723 (463)	3,376 (414)	2,839 (378)	－

（4）乳児家庭全戸訪問事業【健康増進課】

生後４ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握などを行う事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	348	331	314	300	289
確保方策	348	331	314	300	289
実績	345	304	298	227	－

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P34　文章の修正

（5）養育支援訪問事業【健康増進課】

養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問して指導助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の確保を行う事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	119	119	119	119	119
確保方策	119	119	119	119	119
実績	114	77	92	39	－

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）【こども福祉課】

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込量	11	10	10	86	100
確保方策	11	10	10	86	100
実績	11	21	90	144	－

（7）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学児）【こども福祉課】

乳幼児や小学生の児童を育児しており預かりを希望する保護者と援助を行う者とを会員制として結びつける事業です。

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込量	337	337	337	337	337
確保方策	337	337	337	337	337
実績	367	290	243	106	－

（8）一時預かり事業【こども福祉課】、【学校教育課】

一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かる事業です。

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込量	48,788	50,738	50,738	30,450	30,450
在園児対応型	46,538	46,538	46,538	29,445	29,445
在園児対応型以外	2,250	4,200	4,200	1,005	1,005
確保方策	48,788	50,738	50,738	50,738	50,738
在園児対応型	46,538	46,538	46,538	46,538	46,538
在園児対応型以外	2,250	4,200	4,200	4,200	4,200
実績	28,912	31,120	40,065	38,698	－
在園児対応型	28,519	30,370	38,964	37,210	－
在園児対応型以外	393	750	1,101	1,488	－

変更前

P36

（5）養育支援訪問事業【健康増進課】

養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問して指導助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の確保を行う事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	119	119	119	119	119
確保方策	119	119	119	119	119
実績	114	77	92	39	－

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）【こども福祉課】

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込量	11	10	10	86	100
確保方策	11	10	10	86	100
実績	11	21	90	144	－

（7）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学児）【こども福祉課】

預かりを希望する保護者と援助を行う者とを会員制として結びつける事業（ファミリーサポート事業）

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込量	337	337	337	337	337
確保方策	337	337	337	337	337
実績	367	290	243	106	－

（8）一時預かり事業【こども福祉課】、【学校教育課】

認定こども園、幼稚園、保育、地域子育て支援拠点所等における一時預かり事業

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込量	48,788	50,738	50,738	30,450	30,450
在園児対応型	46,538	46,538	46,538	29,445	29,445
在園児対応型以外	2,250	4,200	4,200	1,005	1,005
確保方策	48,788	50,738	50,738	50,738	50,738
在園児対応型	46,538	46,538	46,538	46,538	46,538
在園児対応型以外	2,250	4,200	4,200	4,200	4,200
実績	28,912	31,120	40,065	38,698	－
在園児対応型	28,519	30,370	38,964	37,210	－
在園児対応型以外	393	750	1,101	1,488	－

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P35文章の修正

（9）延長保育事業【こども福祉課】

保育認定を受けたこどもが通常保育の時間を超えて保育を実施する事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	512	481	453	485	478
確保方策	512	481	453	485	478
実績	383	500	637	344	－

（10）病児・病後児保育事業【こども福祉課】

病気にかかっているまたは回復しつつある子どもを医療機関等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業です。

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込量	431	431	431	930	930
確保方策	431	431	431	930	930
実績	200	775	632	570	－

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【こども福祉課】

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	871	853	836	948	1,008
低学年	690	676	662	697	730
高学年	181	177	174	251	278
確保方策	1,105	1,105	1,105	1,145	1,145
実績	753	799	822	800	－
１年生	239	246	240	226	－
２年生	191	231	223	216	－
３年生	147	137	167	171	－
４年生	101	99	91	100	－
５年生	54	60	61	55	－
６年生	21	26	40	32	－

変更前

P37

（9）延長保育事業【こども福祉課】

保育所等における通常保育の時間を超えて保育を実施する事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	512	481	453	485	478
確保方策	512	481	453	485	478
実績	383	500	637	344	－

（10）病児・病後児保育事業【こども福祉課】

病気にかかっているまたは回復しつつある子どもを医療機関等の専用スペースで看護師等が一時的に預かる事業

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込量	431	431	431	930	930
確保方策	431	431	431	930	930
実績	200	775	632	570	－

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【こども福祉課】

保護者が就労で昼間家庭にいない子どもに対し適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	871	853	836	948	1,008
低学年	690	676	662	697	730
高学年	181	177	174	251	278
確保方策	1,105	1,105	1,105	1,145	1,145
実績	753	799	822	800	－
１年生	239	246	240	226	－
２年生	191	231	223	216	－
３年生	147	137	167	171	－
４年生	101	99	91	100	－
５年生	54	60	61	55	－
６年生	21	26	40	32	－

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後	変更前
P49　文章の修正 1　計画の基本理念 佐伯の子育て・子育ち支援事業の方向性の核として、前期計画まで基本理念としてきた「いつも子どもが　まんなか」を、次代に繋ぐべく第3期の本計画においても継承します。	P51 1　計画の基本理念 前期計画までの事業との一貫性という意味から、これまで基本理念としてきた「いつも子どもがまんなか」を、第3期の本計画においても継承します。
P49　「子ども」表記についての追加 ※「子ども」表記について 本計画では特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いていますが、基本理念については、第 1 期計画から引き継いできたものであることから「子ども」を用いることとします。	前回掲載なし
P50　文言の修正 基本な視点3　子育てを支える地域の視点　～みんなで笑顔になるために～ 社会のあらゆる分野におけるすべての人が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。 地域の実情を踏まえ、こどもの成長にとってより良い環境づくりのために、こどもの見守りや子育て・子育ちにおいて、地域の人々が関わり合うことができるような社会を目指します。	P52 基本な視点3　子育てを支える地域の視点　～みんなで笑顔になるために～ 社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。 地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもの見守りや子育てにおいて、地域の人々が関わり合うことができるような社会を目指します。
P51　文言の修正 施策の方向性３　①地域における子育て・子育ち支援サービスの充実 施策の方向性６　地域における子育て・子育ちの支援	P53 施策の方向性３　①地域における子育ち・子育て支援サービスの充実 施策の方向性６　地域における子育ち・子育ての支援

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P54　文章の修正、「拡充」の追加

施　　策	◎乳児家庭全戸訪問事業 （担当課：健康増進課）
施策内容	乳児の健康管理及び保護者の育児支援等の助けになるよう、保健師等専門職による乳児全戸訪問を行い、育児に関する事業等の説明、育児相談等を行っています。特にエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）高値の者へ継続支援を行います。母親の要望により他市町村へ里帰り中の訪問を希望する場合は、他市町村の保健師と連携をとっています。 また、訪問できていない家庭は、その理由を確実に把握しています。今後も育児負担感や不安等を把握し、支援ができるように取り組んでいきます。

施　　策	◎乳幼児健康診査事業 （担当課：健康増進課）　拡充
施策内容	所内相談及び電話・訪問相談など、気軽に相談できる体制を整えており、乳幼児健診受診率は高率を維持しています。 乳幼児健康診査事業では、乳幼児の成長発達を支援するだけではなく、健やかな成長に必要な正しい知識の普及啓発のための栄養指導・歯科指導・母親の育児不安軽減のための保健指導の対応を充実させています。 数人の未受診者はいますが、未受診の理由や所在確認は把握できており、今後も各健診の必要性や受診方法を周知し、受診勧奨を行っていきます。

P56　担当課の修正

◎情報モラル教育の推進（担当課：学校教育課）

変更前

P56

施　　策	◎乳児家庭全戸訪問事業 （担当課：健康増進課）
施策内容	乳児の健康管理及び保護者の育児支援等の助けになるよう、保健師等専門職による乳児全戸訪問を行い、育児に関する事業等の説明、育児相談等を行っています。母親の要望により他市町村へ里帰り中の訪問を希望する場合は、他市町村の保健師と連携をとっています。 また、訪問できていない家庭は、その理由を確実に把握しています。 今後も育児負担感や不安等を把握し、支援ができるように取り組んでいきます。

施　　策	◎乳幼児健康診査事業 （担当課：健康増進課）
施策内容	所内相談及び電話・訪問相談など、気軽に相談できる体制を整えており、乳幼児健診受診率は高率を維持しています。 乳幼児健康診査事業では、乳幼児の成長発達を支援するだけではなく、健やかな成長に必要な正しい知識の普及啓発のための栄養指導・歯科指導・母親の育児不安軽減のための保健指導の対応を充実させています。 数人の未受診者はいますが、未受診の理由や所在確認は把握できており、今後も各健診の必要性や受診方法を周知し、受診勧奨を行っていきます。

P57

◎情報モラル教育の推進（担当課：情報推進課）

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P56　文章の修正

（３）「食育」の推進

【現状と課題】

「食」は、わたしたち人間のいのちをつなぎ、健康を維持する源です。望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

家族と一緒に楽しく料理や食事をするなど、日常的に親子でできる毎日の体験や楽しい会話を通して、親子が共に望ましい食や運動などの生活習慣を身につけることが大切です。

P56　施策の追加

【施策の展開】

施　　策	◎さいき『食』のまちづくりレシピの推進 （担当課：ブランド推進課、健康増進課）
施策内容	さいき『食』のまちづくりレシピ（佐伯市食育推進計画）に基づき、保護者や乳幼児を対象に、離乳食や幼児食の指導・周知を乳幼児健診時を中心として行うとともに、各ライフステージに沿った健康づくりに関する研修会や学習会等の実施に努めます。

施　　策	◎望ましい食習慣の形成を図る食育の推進 （担当課：ブランド推進課、健康増進課）
施策内容	望ましい食習慣の形成を図るため、栄養教諭と担任の連携による教科や給食等を利用した指導の実施、「弁当の日」取組みの継続、佐伯市食育推進会議との連携を図り、家庭、地域への食育についての啓発活動を推進します。

施　　策	◎子ども食堂・学習支援 （担当課：こども福祉課）
施策内容	こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべてのこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、こどもの生活面から学習面まで多面的に支援するため、食事の提供や学習支援など関係団体等と連携し、こどもの居場所づくりを支援します。

変更前

P58

（３）「食育」の推進

【現状と課題】

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり，望ましい食習慣を定着させることは，健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を，積極的に進めていく必要があります。

子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められています。

P58

【施策の展開】

施　　策	◎さいき『食』のまちづくりレシピの推進 （担当課：ブランド推進課、健康増進課）
施策内容	さいき『食』のまちづくりレシピ（佐伯市食育推進計画）に基づき、保護者や乳幼児を対象に、離乳食や幼児食の指導・周知を乳幼児健診時を中心として行うとともに、各ライフステージに沿った健康づくりに関する研修会や学習会等の実施に努めます。
今後の取り組み	引き続きライフステージに沿った食に関する知識の普及をはかり、配布資料や講話内容において見直しを検討します。

施　　策	◎望ましい食習慣の形成を図る食育の推進 （担当課：ブランド推進課、健康増進課）
施策内容	望ましい食習慣の形成を図るため、栄養教諭と担任の連携による教科や給食等を利用した指導の実施、「弁当の日」取組みの継続、佐伯市食育推進会議との連携を図り、家庭、地域への食育についての啓発活動を推進します。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P57　文章の修正

（４）小児医療の充実

【現状と課題】

出生数は減少傾向であるものの、小児医療、特に新生児医療に携わる医師の負担は大きく、勤務環境等の改善をどのように進めていくべきかが課題です。

P57　施策名の変更

【施策の展開】

施　　策	◎こども家庭センターの構築 （担当課：健康増進課、こども福祉課） 新規
施策内容	出生数は年々減少しているものの、支援を必要とする家庭は増加傾向にあり、安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期からの切れ目のない支援を目標に、個別対応を充実してきました。 今後も、母子健康手帳の交付から切れ目のない支援ができる体制を強化するために、こども家庭センターの構築を図ります。

変更前

P59

（４）小児医療の充実

【現状と課題】

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり，望ましい食習慣を定着させることは，健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を，積極的に進めていく必要があります。

子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められています。

P59

【施策の展開】

施　　策	◎子育て世代包括支援センターの構築 （担当課：健康増進課）
施策内容	出生数は年々減少しているものの、支援を必要とする家庭は増加傾向にあり、安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期からの切れ目のない支援を目標に、個別対応を充実してきました。 今後も、母子健康手帳の交付から切れ目のない支援ができる体制を強化するために、子育て世代包括支援センターの構築を図ります。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P58　拡充の追加

施　　策	◎妊婦健康診査による支援 （担当課：健康増進課）
施策内容	国が示す望ましい基準の健診について、すべての妊婦が受診できるよう、体制及び受診回数、検査項目を確保します。

施　　策	◎産後ケアの充実　拡充 （担当課：健康増進課）
施策内容	症状の強弱に差はあっても誰にでもおこる可能性のある産後うつ等に対応するため、母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保と充実を図ります。

施　　策	◎不妊治療への支援　拡充 （担当課：健康増進課）
施策内容	不妊治療を受けている夫婦にその治療費の助成を行う子宝支援事業を継続実施して、経済的負担の軽減を図ります。また、事業実施にあたっては、大分県不妊治療費等助成事業とも連携し取り組むこととします。

P59　文言の修正

（１）地域における子育て・子育ち支援サービスの充実

【現状と課題】

地域におけるつながりの希薄化や少子化の進行等により、子育てに対する親の不安感や負担感は増大し、子育てに希望や意欲を持つことができず孤立している状況が増加しています。このため、子育て中の保護者が、こどもや子育てについて、さまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないよう、相互に交流するきっかけとなる機会や環境づくりを進め、地域全体がお互いに支えあい助け合っていけるように、地域と一体となった子育て・子育ち支援のための施策を推進することが求められています。

変更前

施　　策	◎妊婦健康診査による支援 （担当課：健康増進課）
施策内容	国が示す望ましい基準の健診について、すべての妊婦が受診できるよう、体制及び受診回数、検査項目を確保します。

施　　策	◎産後ケアの充実 （担当課：健康増進課）
施策内容	症状の強弱に差はあっても誰にでもおこる可能性のある産後うつ等に対応するため、母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保と充実を図ります。

施　　策	◎不妊治療への支援 （担当課：健康増進課）
施策内容	不妊治療を受けている夫婦にその治療費の助成を行う子宝支援事業を継続実施して、経済的負担の軽減を図ります。また、事業実施にあたっては、大分県不妊治療費等助成事業とも連携し取り組むこととします。

P61

（１）地域における子育ち・子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

地域におけるつながりの希薄化や少子化の進行等により、子育てに対する親の不安感や負担感は増大し、子育てに希望や意欲を持つことができず孤立している状況が増加しています。このため、子育て中の保護者が、子どもや子育てについて、さまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないよう、相互に交流するきっかけとなる機会や環境づくりを進め、地域全体がお互いに支えあい助け合っていけるように、地域と一体となった子育て支援のための施策を推進することが求められています。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P60　文言の修正

施　　策	◎ホームスタート事業(家庭訪問型子育て支援事業) （担当課:こども福祉課、健康増進課）
施策内容	本市では、家庭訪問型子育て支援事業を実施しており、利用者は少ないものの子育てに悩みや不安を抱える親子の支援を行っています。 引き続きこども家庭センターと連携し、子育てに悩みや不安を抱える親子の支援を行っていきます。

P60　文章の修正

（２）幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全てのこどもに等しく機会を与えて育成していくことが必要です。幼少期に遊びを通じて培われた学習や生活の基盤を小学校でさらに伸ばすためには、幼児教育・保育から小学校への円滑な接続が重要になります。

P60　文章の修正

施　　策	◎幼児教育・保育施設と小学校の連携 （担当課:学校教育課、こども福祉課）
施策内容	幼児教育・保育から小学校教育への円滑な移行が図られるよう、すべての園において「架け橋期のカリキュラム」、園児の体験入学などを実施しており、こどもがスムーズに学校生活を送れるよう、連携を図っています。 また、保幼小連携協議会主催の小学校授業参観、幼児教育施設保育参観、情報共有会、合同研修会を実施し、連携を深めていきます。

変更前

P62

施　　策	◎ホームスタート事業(家庭訪問型子育て支援事業) （担当課:こども福祉課、健康増進課）
施策内容	本市では、家庭訪問型子育て支援事業を実施しており、利用者は少ないものの子育てに悩みや不安を抱える親子の支援を行っています。 引き続き子育て世代包括支援センター「さいきっず　まある」と連携し、子育てに悩みや不安を抱える親子の支援を行っていきます。

P62

（２）幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

近年、働く女性が増え、共働き世帯も増加しています。本市でも多種多様な保育サービスを充実し、仕事と子育ての両立を支援してきました。今後、少子化による生産年齢人口の減少が見込まれる中で、女性が意欲と能力を発揮して活躍できる社会を実現することは、重要な課題です。就業を希望する人が働き続けながら、こどもを生み、育てることができる社会、仕事と生活の調和を実現し、男女が共に子育てしやすい社会づくりを社会全体で推進していく必要があります。

P63

施　　策	◎幼児教育・保育施設と小学校の連携 （担当課:学校教育課、こども福祉課）
施策内容	幼児教育・保育から小学校教育への円滑な移行が図られるよう、すべての園において「アプローチカリキュラム」、「スタートカリキュラム」、園児の体験入学などを実施しており、子どもがスムーズに学校生活を送れるよう、連携を深めていきます。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後	変更前
P61　文章の修正 ▪（４）多様な遊びや体験活動の推進 【現状と課題】 地域社会におけるこどもの数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成やこどもの社会性の発達と道徳、倫理、法律などの社会のルールを守ろうとする意識の形成に大きな影響があると考えられるため、全てのこどもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域においてこどもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全･安心な居場所づくりの推進が必要です。	P63 （４）多様な遊びや体験活動の推進 【現状と課題】 地域社会における子どもの数の減少は，遊びを通じての仲間関係の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため，全ての子どもを対象として放課後や週末等に，地域の方々の協力を得て，地域において子どもが自主的に参加し，自由に遊べ，学習や様々な体験活動，地域住民との交流活動等を行うことができる安全･安心な居場所づくりの推進が必要です。 さらに，民生委員･児童委員が，地域における子育て支援や子どもの健全育成を通じた虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが必要です。
P63　文章の修正 ▪（１）次代の親の育成 【現状と課題】 こどもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは「親」であり、こどもが誕生した瞬間から大きな責任を背負うことになります。 しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育に努めます。 また、中学生、高校生等が、子育て･子育ちの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進します。	P65 （１）次代の親の育成 【現状と課題】 子どもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは「親」であり、子どもが誕生した瞬間から大きな責任を背負うことになります。 しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域の様々な資源を活用して、市全体で子育てを支援し、子どもと子育てをしている親を支えていく仕組みづくりを図ります。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P65　文言の修正

【施策の展開】

施　　策	◎養育支援訪問事業 （担当課：健康増進課、こども福祉課）
施策内容	育てに対して不安・孤立感等を抱える家庭や、その他様々な原因で養育支援を必要とする家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減するよう支援を行います。 こども家庭センターを周知し、虐待のおそれのあるハイリスクケースについて、関係機関と情報共有・連携する体制を構築しています。 支援を必要とするケースは、相談内容も複雑化してきており、専門職や保健師のマンパワーの確保が課題となっています。 今後は、こども家庭センターを中心とした相談窓口の明確化と個別ニーズに応じたきめ細かな支援を実施していきます。

P67　文章の修正

（３）障がい児・医療的ケア児への支援

【現状と課題】

障がいのあるこどもが地域の中で健やかに育つために、障がいのないこどもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努める必要があります。

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現のため、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することが求められています。

変更前

P67

【施策の展開】

施　　策	◎養育支援訪問事業 （担当課：健康増進課、こども福祉課）
施策内容	子育てに対して不安・孤立感等を抱える家庭や、その他様々な原因で養育支援を必要とする家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減するよう支援を行います。 子育てに関する窓口を健康増進課と周知し、虐待のおそれのあるハイリスクケースについてこども福祉課と情報共有・連携する体制を構築しています。 支援を必要とするケースは、相談内容も複雑化してきており、専門職や保健師のマンパワーの確保が課題となっています。 今後は、子育て世代包括支援センターを中心とした相談窓口の明確化と個別ニーズに応じたきめ細かな支援を実施していきます。

P69

（３）障がい児・医療的ケア児への支援

【現状と課題】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために，障がいのない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに，親子の意向を尊重し，一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育，教育を行うよう努める必要があります。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律として、医療的ケア児支援法が令和３年６月に制定、同年９月に施行されました。法律が制定・施行されるまで、医療的ケア児とその家族の支援は努力義務でしたが、医療的ケア児支援法にて責務となりました。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P68　文章の修正

（４）こどもの居場所づくりの支援

【現状と課題】

共働き家庭が増えている中で、放課後や休日に一人で過ごすこどもが増えています。安全で安心できる場所がなければ、こどもたちは孤独感や不安を感じやすくなり、非行やトラブルに巻き込まれるリスクが高まります。こどもたちが友達と一緒に過ごしたり、宿題を手伝ってもらったりすることができる居場所づくりが必要です。

P68　施策の追加（佐伯市子どもの居場所づくり推進事業）

施策の再掲（子ども食堂・学習支援）

【施策の展開】

施　　策	**◎佐伯市子どもの居場所づくり推進事業**（担当課：こども福祉課）　新規
施策内容	貧困を抱えた世帯等に属するこどもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行う事業です。食事提供と併せて、学習支援や遊び、様々な体験活動等を通じて生活習慣を身につけることができ、こどもが安心して過ごせる環境を確保することで、こどもが健やかに育成される環境整備をすることを目的としています。

施　　策	**◎子ども食堂・学習支援**（担当課：こども福祉課）　再掲
施策内容	こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべてのこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、こどもの生活面から学習面まで多面的に支援するため、食事の提供や学習支援など関係団体等と連携し、こどもの居場所づくりを支援します。

施　　策	**◎いじめ・不登校・貧困対策アクションプランの推進**（担当課：学校教育課）
施策内容	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランに基づき、学校における学習支援や進路相談、スクールソーシャルワーカーを活用した家庭支援、教育委員会における就学援助や各種奨学金の情報提供などに努めます。

変更前

P70

（４）子どもの居場所づくりの支援

【現状と課題】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために，障がいのない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに，親子の意向を尊重し，一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育，教育を行うよう努める必要があります。

P70

【施策の展開】

施　　策	**◎子ども食堂・学習支援**（担当課：こども福祉課）
施策内容	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの生活面から学習面まで多面的に支援するため、食事の提供や学習支援など関係団体等と連携し、子どもの居場所づくりを支援します。

施　　策	**◎いじめ・不登校・貧困対策アクションプランの推進**（担当課：学校教育課）
施策内容	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランに基づき、学校における学習支援や進路相談、スクールソーシャルワーカーを活用した家庭支援、教育委員会における就学援助や各種奨学金の情報提供などに努めます。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P69　施策の再掲

（５）こどもの貧困対策について

【現状と課題】

貧困世帯のこどもは十分な教育を受ける機会を失うことが多く、進学や就職が不利になりがちで、こうした世代間の連鎖を解消させることが喫緊の課題となっています。

【施策の展開】

施　　策	◎佐伯市子どもの居場所づくり推進事業 （担当課：こども福祉課）　再掲　新規
施策内容	貧困を抱えた世帯等に属するこどもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行う事業です。食事提供と併せて、学習支援や遊び、様々な体験活動等を通じて生活習慣を身につけることができ、こどもが安心して過ごせる環境を確保することで、こどもが健やかに育成される環境整備をすることを目的としています。

P70　文章の修正

＜施策の方向性６　地域における子育て・子育ちの支援＞

（１）地域における人材育成

【現状と課題】

子ども・子育て支援制度では、幼稚園や保育所・こども園等における子育て支援のみならず、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、支援の担い手となる人材の確保が必要です。

変更前

P70

（５）子どもの貧困対策について

【現状と課題】

貧困世帯の子どもは十分な教育を受ける機会を失うことが多く、進学や就職が不利になりがちで、こうした世代間の連鎖を解消させることが喫緊の課題となっています。

【施策の展開】

施　　策	◎佐伯市子どもの居場所づくり推進事業 （担当課：こども福祉課）　新規
施策内容	貧困を抱えた世帯等に属する子どもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行う事業です。食事提供と併せて、学習支援や遊び、様々な体験活動等を通じて生活習慣を身につけることができ、子どもが安心して過ごせる環境を確保することで、子どもが健やかに育成される環境整備をすることを目的としています。

P72

＜施策の方向性６　地域における子育ち・子育ての支援＞

（１）地域における人材育成

【現状と課題】

子ども・子育て支援制度では，幼稚園や保育所・こども園等における子育て支援のみならず，地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため，支援の担い手となる人材の確保が必要であり，高齢者，育児経験豊かな主婦，その他の地域人材を中心とした養成と，それらの人材を効果的に活用することが必要です。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P71　文章の修正、施策の追加

施　　策	**◎母親クラブ・育児サークル活動の支援** （担当課：こども福祉課）
施策内容	母親クラブは児童を持つ母親などの連帯組織で、地域における文化活動や世代間交流など、児童福祉の向上を図るための活動を行っており、食育活動やイベント、学校・公民館行事の支援等を通して、地域において母親の視点から子どもの育ちを支えています。 今後の活動については、地域により母親クラブの数や活動に差が生じていることから、母親クラブという形にとらわれず、地域全体でこどもの育ちを支える方向への支援のあり方を検討していきます。

施　　策	**◎地域子育て支援拠点事業者のネットワーク構築**　新規 （担当課：こども福祉課）
施策内容	市内に6か所ある地域子育て支援拠点の事業者が連携し、情報交換や情報発信、共同の事業を行っています。 保護者が気軽に立ち寄れる場所、乳幼児の育ちを支える場として地域全体で子育て・子育ち支援を行っていきます。

P73　文章の修正

（１）子育てしやすい生活環境づくり

【現状と課題】

ベビーカーや荷物のなどの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんやこどもの声を生活騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、子育てしやすい生活環境を確保することが求められています。

変更前

P73

施　　策	**◎母親クラブ・育児サークル活動の支援** （担当課：こども福祉課）
施策内容	母親クラブは児童を持つ母親などの連帯組織で、地域における文化活動や世代間交流など、児童福祉の向上を図るための活動を行っており、食育活動やイベント、学校・公民館行事の支援等を通して、地域において母親の視点から子どもの育ちを支えています。 今後の活動については、地域により母親クラブの数や活動に差が生じていることから、母親クラブという形にとらわれず、地域全体で子どもの育ちを支える方向へと支援のあり方を検討していきます。

P75

（１）子育てしやすい生活環境づくり

【現状と課題】

ベビーカーや荷物のなどの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんや子どもの声を生活騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、良質なファミリー向け賃貸住宅の確保などの取組が必要です。

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P74　「新規」の追加

施　　策	◎おおいた子育て応援パスポート （担当課：こども福祉課）　新規
施策内容	子育て中の方、妊娠中の方を、子育てにやさしいお店・施設が応援してくれる事業です。大分県内の他全国で同様のサービスが受けられます。 「子育て応援店」でパスポートを提示すると、それぞれのお店・施設が独自に提供する商品の割引やサービス（おむつ替えや授乳スペース、こども用トイレ、ミルクのお湯の提供）など様々な特典が受けられます。子育て世帯への経済的負担の軽減や、社会全体で子育て家庭を支えるという意識を高めていきます。

P76　文章の修正

施　　策	◎男性の育児参加の促進 （担当課：こども福祉課、福祉保健企画課）
施策内容	働く女性が、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期の段階で多様な生き方が選択できるようにしていくためには、家庭における父親の役割が大きく期待されています。 本市でもイベントに父親が参加する姿が多くみられるようになり、父親とこどものみを対象とした行事も開催されています。 今後も、母親、父親がお互いに理解しあって、家庭においてともに子育てをすることを目指した啓発やイベントに取り組むとともに、男性の育児参画の促進も含めたワーク・ライフ・バランスの実現につながる事業に対する補助金交付を行っていきます。

P80　推計人口の表の変更

前回11歳までの人口推計の表を掲載しましたが、17歳までの表に変更しました。

変更前

P76

施　　策	◎おおいた子育て応援パスポート （担当課：こども福祉課）
施策内容	子育て中の方、妊娠中の方を、子育てにやさしいお店・施設が応援してくれる事業です。大分県内の他全国で同様のサービスが受けられます。 「子育て応援店」でパスポートを提示すると、それぞれのお店・施設が独自に提供する商品の割引やサービス（おむつ替えや授乳スペース、子ども用トイレ、ミルクのお湯の提供）など様々な特典が受けられます。子育て世帯への経済的負担の軽減や、社会全体で子育て家庭を支えるという意識を高めていきます。

P78

施　　策	◎男性の育児参加の促進 （担当課：こども福祉課、福祉保健企画課）
施策内容	働く女性が、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期の段階で多様な生き方が選択できるようにしていくためには、家庭における父親の役割が大きく期待されています。 本市でもイベントに父親が参加する姿が多くみられるようになり、父親と子どものみを対象とした行事も開催されています。 今後も、母親、父親がそれぞれに責任を持ち、家庭においてともに子育てをすることを目指した啓発やイベントに取り組むとともに、男性の育児参画の促進も含めたワーク・ライフ・バランスの実現につながる事業に対する補助金交付を行っていきます。

P82

11歳までの人口推計の表を掲載

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後	変更前
P81～83　表示形式の変更 教育・保育の量の見込み（令和7年～令和11年）について、表示形式を年度ごとから各号ごとに変更しました。 併せて量の見込みと、確保方策を算出しました。	P83～85 年度ごとの表示、量の見込みと確保方策は検討中。
P91、93　量の見込みと確保方策の算出 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 子育て世帯訪問支援事業	P94～95 量の見込みと確保方策は検討中。
P95　文章の追加 ５　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 ６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	前回掲載なし
P97　文章の修正 １　市民それぞれの役割を基本的視点を踏まえ修正しました。	P99

第2回子ども・子育て会議（令和6年10月31日）からの変更点

【資料１】

令和6年11月29日

変更後

P98　文章・表の修正

2 計画の実施状況と点検推進体制

本市では第2期計画に基づき、様々な支援や制度の充実に取り組んできました。一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、こどもたち本人に向けた広報・啓発や、障がい児・者への情報提供、外国人に対する多言語化も含めた対応も課題となっています。

この状況の中で、本計画に基づく施策を推進するため、佐伯市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

本計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

変更前

P100

2 計画の実施状況と点検推進体制

本市では第2期計画に基づき、様々な支援や制度の充実に取り組んできました。一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、こどもたち本人に向けた広報・啓発や、障がい児・者への情報提供、外国人に対する多言語化も含めた対応も課題となっています。

この状況の中で、本計画に基づく施策を推進するため、佐伯市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

本計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。